

議案第 14 号

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校体育施設使用料条例（平成 17 年条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後				改正前			
別表				別表			
夜間照明施設使用料				夜間照明施設使用料			
設置場所		使用料（円）		設置場所		使用料（円）	
（略）				（略）			
八幡浜市立真穴中学校		1, 230		八幡浜市立真穴中学校		1, 230	
八幡浜市立青石中学校				八幡浜市立青石中学校		<u>2, 060</u>	
（略）				（略）			
体育館照明施設使用料				体育館照明施設使用料			
施設名	使用区分	2 時間以内の額 （円）	1 時間超過ごとの 加算額 （円）	施設名	使用区分	2 時間以内の額 （円）	1 時間超過ごとの 加算額 （円）
（略）				（略）			
八幡浜市立真穴中学校	〃	570	240	八幡浜市立真穴中学校	〃	570	240
				<u>八幡浜市立双岩中学校</u>	<u>〃</u>	<u>570</u>	<u>240</u>
				<u>八幡浜市立青石中学校</u>	<u>〃</u>	<u>570</u>	<u>240</u>
（略）				（略）			
※ （略）				※ （略）			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市立学校体育施設使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以降の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

平成29年4月1日から、双岩中学校を八代中学校に統合すること及び青石中学校と保内中学校が統合することに伴い、両校に係る夜間照明施設使用料及び体育館照明施設使用料の規定を削るため。